

【第4期】

沖縄県発達障害者支援体制整備計画

令和6年度～令和10年度

沖 縄 県

はじめに

発達障害については、平成 16 年 12 月の発達障害者支援法制定に伴い、障害者に対する法制度にその位置づけが定着するとともに、早期発見、発達支援、学校教育における支援、就労支援など、各種施策がすすめられてきたところです。

沖縄県では、発達障害者支援法に規定された県の責務等を踏まえ、県内における発達障害者の支援体制整備を推進するため、平成 21 年に「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」及び「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」を策定して以後、定期的に計画の評価分析及び見直しを行い、各種施策をすすめてきたところです。

この度、第 3 期沖縄県発達障害者支援体制整備計画が、令和 6 年 3 月に終期を迎えることに伴い、この間実施した施策・事業等の評価分析、各市町村における支援体制の整備状況及び発達障害者支援法の趣旨等を踏まえ、「第 4 期沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を策定することといたしました。

第 4 期計画においては、新たに基本理念を設定するとともに、各重点課題に支援体制の目標をたてることで、計画全体が目指すすがたや、支援体制整備の方向性等を明確化しております。

また、改正障害者差別解消法が令和 6 年 4 月 1 日に施行され合理的配慮の提供が義務化されたこと等に伴い、障害者差別解消法等の関係法令の周知を行う等、広く県民に発達障害者の正しい理解の普及・啓発に努めてまいります。

発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、引き続き、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、支援体制整備に取り組むこととしております。県民の皆様の、より一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会ほか関係機関・団体、県民の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

沖縄県生活福祉部長 北島 智子

目次

第1章 総論

1 計画の根拠等	1
2 計画の基本理念	1
3 基本方針	1
4 計画期間等	2
5 発達障害の定義	2

第2章 計画の推進体制

1 中核的な支援機関等	4
(1) 沖縄県発達障害者支援センター	4
(2) 発達障害者地域支援マネージャー	4
2 計画推進のための会議等	4
(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会	4
(2) 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議	4
(3) 発達障害者支援センター連絡協議会	5
3 その他の関係機関	5

第3章 計画の進捗管理等

1 計画の進捗管理	6
2 実施状況の公表	6

第4章 重点課題への取組

1 概要	7
2 特定のライフステージごとの課題と取組	8
(1) 乳幼児期における早期発見・早期支援	8
(2) 学齢期における教育と福祉の連携	10
(3) 成人期における就労支援	12
3 ライフステージを通じた課題と取組	14
(1) 専門医療機関の不足への対応	14
(2) 保護者や家族に対する支援	16
(3) 各分野における支援人材の育成	18
(4) 移行期の「支援の途切れ」防止	20
(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発	22
(6) 災害時等における発達障害者及びその家族への支援	24

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

27

第1章 総論

1 計画の根拠等

第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画（以下「本計画」という。）は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定された県の責務等を踏まえ、県内における発達障害者（発達障害児を含む（発達障害者支援法第2条第2項）。以下同じ。）の支援体制整備を推進するために策定するものです。

なお、計画の実施に当たっては、沖縄県障害福祉計画（第7期）、沖縄県障害児福祉計画（第3期）及びその他の関連計画等と調和を図りつつ取り組んでいきます。

2 計画の基本理念

発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の各関係機関が緊密な連携を図り、発達障害者の自立及び社会参加のための「切れ目がない」支援を実施することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

3 基本方針

本計画の基本方針は、平成28年8月から施行された改正発達障害者支援法の趣旨等を踏まえ、次の3つとします。

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の特性に応じた「切れ目のない」支援の実施に取り組みます。

(2) 家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続きにおける配慮、発達障害者の家族等へのきめ細かな支援を推進します。

(3) 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援をうけることができるよう、市町村における支援体制の構築を促進します。

1 **4 計画期間等**

2 計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、毎年度、実施状
3 況を沖縄県発達障害者支援体制整備委員会に報告するものとします。

4 **5 発達障害の定義**

5 発達障害者支援法において、発達障害、発達障害者及び発達支援は、次のように
6 定義されています。

7 なお、旧計画においては、「発達障害児（0 歳～18 歳）」「発達障害者（19 歳～）」
8 を区分し「発達障害児（者）」と表記していましたが、発達障害者の定義を踏まえ、
9 本計画における「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害児を含むものとし、
10 18 歳未満の発達障害者に限定する場合に限り「発達障害児」と表記するものとし
11 ます。

12 **○ 発達障害者支援法（抄）**

13 **第 2 条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の
14 広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害
15 であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをい
16 う。

17 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社
18 会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満
19 のものをいう。

20 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な
21 発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した
22 医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

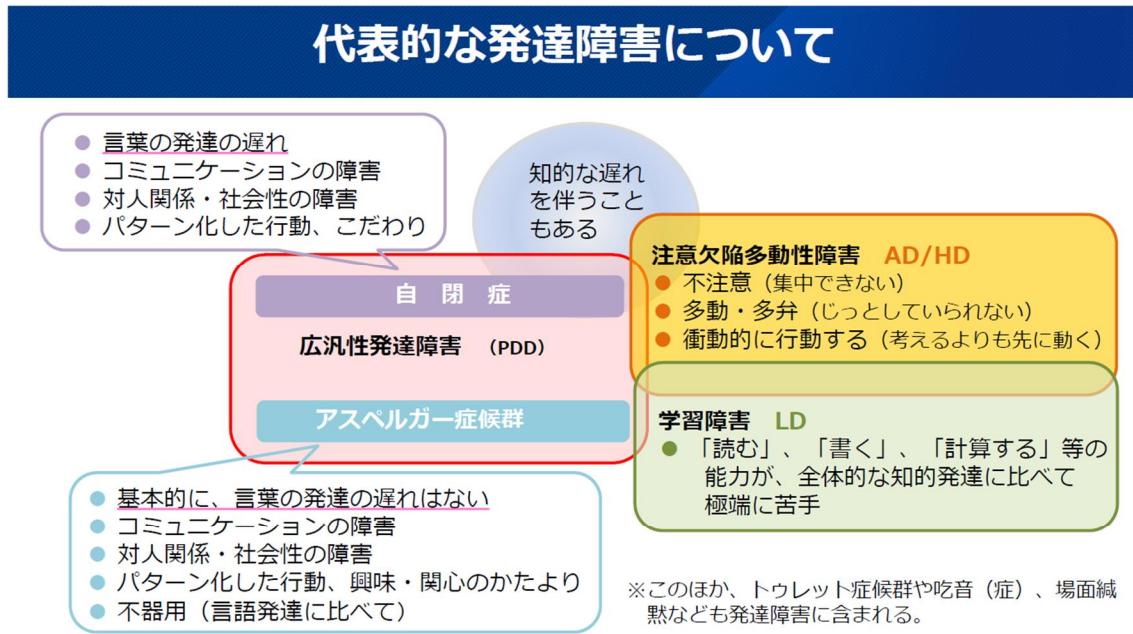
23 **○ 発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）（抄）**

24 **第 1 条** 発達障害者支援法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつ
25 てその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障
26 害その他内閣府令・厚生労働省令で定める障害とする。

27 **○ 発達障害者支援法施行規則（平成 17 年省令第 81 号）**

28 発達障害者支援法施行令第 1 条の内閣府令・厚生労働省令で定める障害は、心理的
29 発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性
30 発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）
31 とする。

1 <参考> 代表的な発達障害のイメージ



2 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

第2章 計画の推進体制

1 中核的な支援機関等

(1) 沖縄県発達障害者支援センター

沖縄県発達障害者支援センター（以下「発達障害者支援センター」という。）は、発達障害者への支援を総合的に行うこと等を目的とした中核的な支援機関として、平成18年度より設置しています。

発達障害者支援センターは、発達障害者及びその家族に対する相談支援などの直接支援を実施しつつ、発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーションなどの間接支援をより重点的に実施し、地域支援体制の整備に取り組んでいきます。

(2) 発達障害者地域支援マネージャー

発達障害者地域支援マネージャー（以下「地域支援マネージャー」という。）は、発達障害者支援センターによる地域支援機能をより強化するため、平成27年度より配置しています。

地域支援マネージャーは、市町村が主体的に行う支援体制構築への間接支援、事業所等が抱える困難事例の対応力の向上に向けた支援、医療機関との連携支援などを行い、発達障害者支援センター等と連携し地域支援体制の整備を促進します。

2 計画推進のための会議等

(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会

沖縄県発達障害者支援体制整備委員会（以下「体制整備委員会」という。）は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野並びに学識経験者及び当事者団体等の委員で構成され、平成18年度より設置しています。

体制整備委員会では、県における発達障害者の実態把握、本計画の作成・評価・提言、今後の支援体制整備のあり方等について検討します。

(2) 沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議

沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議（以下「支援機関連絡会議」という。）は、総務部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、商工労働部、及び教育庁の県庁内の関係部局で構成され、平成21年度より設置しています。

支援機関連絡会議では、発達障害者を取り巻く課題等の情報共有や意見交換、各部局が所管する発達障害者支援に資する事業のP D C Aを踏まえた自己評価等

1 行います。

3 (3) 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会

4 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会（以下「センター連絡協議会」とい
5 う。）は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野並びに学識経験者及び
6 当事者団体等の委員で構成され、平成21年度より設置しています。

7 センター連絡協議会では、発達障害者支援センター及び地域支援マネージャー
8 の活動のあり方等について検討します。

10 3 その他の関係機関

11 本計画の推進に当たっては、沖縄県特別支援教育総合推進事業運営協議会、沖縄
12 県障害者自立支援協議会、各圏域自立支援連絡会議、市町村自立支援協議会、市町
13 村関係各課及び障害福祉サービス事業所その他の関係機関等と、必要に応じて連携
14 を図ります。

16 <参考> 本計画の推進体制イメージ



第3章 計画の進捗管理等

1 計画の進捗管理

計画に基づく事業等については、体制整備委員会、支援機関連絡会議及びセンター連絡協議会から意見を聴取し、継続的に改善を図りつつ実施することとします（P D C A サイクル）。

(1) 中核的な支援機関の取組

発達障害者支援センター及び地域支援マネージャーが実施する取組については、毎年度、センター連絡協議会へ実績を報告し、意見等を聴取します。

(2) 各部局所管の事業等

県庁内の各部局が所管する発達障害者支援に資する事業等については、毎年度、支援機関連絡会議において実績報告及び自己評価等を行います。

(3) 計画全体の進捗管理

(1)及び(2)の実績報告等について、毎年度、体制整備委員会に概要を報告し、計画全体の進捗に対する評価・意見等を聴取します。

発達障害者支援センター及び地域支援マネージャー並びに県庁内の各部局は、センター連絡協議会、支援機関連絡会議及び体制整備委員会の評価・意見等を踏まえ、継続的に改善を図りつつ事業を実施します。

2 実施状況の公表

計画の実施状況については、沖縄県ホームページ等で公表します。

第4章 重点課題への取組

1 概要

県では、計画の策定に当たり、令和3年10月に、市町村における発達障害者の支援体制の整備状況等を発達障害者支援センターを通じて調査しました（令和3年度市町村発達障害児(者)支援体制整備状況に関する実態調査報告書。以下「令和3年度調査」という。）。

その分析結果や、旧計画で実施してきた施策・事業の成果等を踏まえ、重点課題を「特定のライフステージごとの課題と取組」「ライフステージ全体を通じた課題と取組」の2つに区分し、それぞれに対応した施策・事業に取り組んでいきます。

<参考> 重点課題のイメージ図

1

第4期計画・重点課題

ご特定の
課題ライ
とフ
取ス
組テ
ー
ジ

(1) 乳幼児期における 早期発見・早期支援

- ア 乳幼児健診受診率
- イ 健診後支援体制の整備

(2) 学齢期における 教育と福祉の連携

- ア 教育と福祉の連携
- イ 施策・事業等の相互理解

(3) 成人期における 就労支援

- ア 就労支援者の資質向上
- イ 事業主への支援の充実
- ウ 就労に繋がらない方への支援



2

(1) 専門医療機関の不足への対応

(2) 保護者や家族に対する支援

(3) 各分野における支援人材の育成

(4) 移行期の「支援の途切れ」防止

(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発

(6) 災害時等における発達障害者及び家族への支援

13

14

15

16

17

18

2 特定のライフステージごとの課題と取組

(1) 乳幼児期における早期発見・早期支援

① 現状と課題

発達障害を早期に発見し適切な支援につなげることは、心理機能の発達、日常生活の安定や社会生活への適応等の観点から極めて重要です。

身近な地域において、乳幼児健診から早期支援につなげる体制づくりを引き続きすすめる必要があります。

ア 乳幼児健診について

乳幼児健診（1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診）は、発達が気になる子の早期発見とともに、保健師等の支援者と出会う場として重視されています。

県の乳幼児健診受診率は年々上昇しており、令和4年度は1歳6ヶ月児健診で90.7%、3歳児健診で87.9%となっていますが、全国平均の1歳6ヶ月児健診96.3%、3歳児健診95.7%をそれぞれ下回っており、引き続き、各市町村において受診率の向上に向けた取組が必要です。

また、発達障害等を早期に把握し、就学前から適切な支援につなげることでその後の発達や生活適応を促すため、5歳児健診に係る市町村の取り組みを促進する必要があります。令和6年度時点で1町において実施しており、全県的な実施に向け市町村および関係団体と連携しながら健診体制を検討し、5歳児健診を担当する医師や心理士の確保に努める必要があります。

また、健診において発達が気になると判断された子どもについて、市町村は相談支援や支援機関へのつなぎを行うなどの取り組みが必要です。

イ 乳幼児健診後の支援体制の整備

乳幼児健診後に把握した「気になる子」に対しては、各市町村においてその後のフォローを継続して行い、就学前までに必要な支援につなげることができるように、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関が連携したフォローアップ体制を整備する必要があります。

② 支援体制の目標

どの市町村においても、乳幼児健診及びその後のフォローワー体制が整えられ、「発達の気になる段階」から適切な支援に結び付く支援体制の構築を目指します。

③ 取組内容

発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるためには、乳幼児健診や保育所、認定こども園、幼稚園などの子育て支援の場での取組が重要であり、各市町村において、その体制づくりをすすめる必要があります。

県としては、市町村が主体的に体制づくりをすすめることができるよう、発達障害者支援センター等により積極的に支援していきます。

ア 市町村に求められる主な取組

(ア) 乳幼児健診の受診率向上への取組

(イ) 乳幼児健診の要フォロー率精度向上への取組

(ウ) 巡回支援専門員整備事業の実施（専門員を保育所等へ派遣することによる、早期発見・早期支援）

- 1 (イ) 乳幼児健診事後フォロー教室などの事後フォローアップ体制の整備
 2 (オ) 児童発達支援センターの設置（センターを中心とした地域の支援体制を
 3 整備・強化）
 4 (カ) 児童発達支援センターの機能強化等事業の実施（地域における障害児支
 5 援の質の向上を推進）
 6 (キ) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制整備を目的としたこども
 7 家庭センターの設置

イ 県が実施する主な取組

- 10 (ア) 市町村及び関係団体と連携した健診体制の構築に向けた検討
 11 (イ) 乳幼児健診に関わる専門職（医師、保健師及び心理士等）を対象とした
 12 研修の実施
 13 (ウ) 沖縄県障害児等療育支援事業の実施（障害児等の通う保育所・学校や児
 14 童デイサービスの事業所等の職員に対する研修・指導等）
 15 (エ) 日常生活の場においても「気になる子」に気づき、適切な支援につなが
 16 るよう、保育士等を対象とした研修の実施
 17 (オ) 発達障害児に対する福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービ
 18 ス等）の職員に対する研修の実施

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	発達障害地域支援マネジャーにより、乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援を行う。	市町村発達障害者支援体制サポート事業の実施状況	開催回数	支援市町村数：1自治体	—	障害福祉課
2	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	市町村等職員向けへの研修回数	開催回数	—	1回（年間）	障害福祉課
3	保育士等を対象に発達障害支援に関する研修を実施し、保育士等の資質向上を図る。	保育士等への研修実績	参加者数	R5修了者数：1037人	500人（年間）	義務教育課
4	乳幼児期の発達の理解と保育の在り方、特別支援教育、小学校教育との接続などの研修を通して、発達障害についての理解を深め、指導・支援体制の充実を図る。	研修実績	開催回数	初任者研修：1回 中堅教諭資質向上研修：1回	—	義務教育課
5	地域の子どもたちの日中活動の場（保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等）でかかる支援者を支援することが、発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う。	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	実施回数	—	10クラス	障害福祉課

1 (2) 学齢期における教育と福祉の連携

2 ① 現状と課題

3 発達障害者の支援において、乳幼児期、学齢期、成人期のそれぞれのライフ
4 ステージで関係機関が連携し一貫した支援が行われ、その支援が切れ目なく続
5 くことは重要です。

6 なかでも、学齢期においては、身近な地域において、教育と福祉の定期的な
7 情報共有の場がないことや、教育と福祉で支援方針にズレが生じる場合がある
8 等の課題があり、連携の必要性がクローズアップされています。

9
10 ア 教育と福祉の連携について

11 学齢期においては、インクルーシブ教育システムの構築の進捗状況を踏ま
12 え、教育と福祉の支援者が定期的に情報共有を図ることの有効性が指摘され
13 ており、切れ目ない支援のための重要な取組となります。

14 現在、既存の自立支援協議会等へ教育分野の関係者を配置する等の取り組
15 みをしている市町村もあります。市町村においては、引き続き、家庭と教育
16 と福祉の連携（トライアングルプロジェクト）の促進に向けた取り組みが必
17 要です。

18
19 イ 施策・事業等への相互理解

20 教育と福祉の連携の場において、教育と福祉それぞれの施策や事業等への
21 理解不足から、支援方針の違いや連携が上手くいかない等の課題が生じるこ
22 とが指摘されています。

23 教職員へ向けた障害福祉サービス等の周知及び研修の実施や、福祉サービ
24 斯事業者へ向けた特別支援教育コーディネーター等の教育分野の施策等の周
25 知及び研修の実施への取り組みが必要です。

26
27 ② 支援体制の目標

28 児童の特性に応じたきめ細かな対応が図られ、教育や福祉の支援者等が互い
29 に連携し、支援が適切に引き継がれ、途切れることのない支援体制の構築を目指します。

30
31 ③ 取組内容

32 市町村においては、新規に、あるいは既存の会議等を活用する等し、教育と
33 福祉の支援者が定期的に協議する場を設けて、連携を強化する取組をすすめる
34 必要があります。

35 県としては、教育、福祉相互の理解を図るため、それぞれの施策や事業の理
36 解に向けた周知及び研修の取組を行います。

37
38 ア 市町村に求められる主な取組

- 39 (ア) 教育と福祉が定期的に協議する場の設置
40 (イ) 教職員等に対する障害福祉サービス等の周知

41
42 イ 県が実施する主な取組

- 43 (ア) 沖縄県特別支援教育総合推進整備事業運営協議会の継続的な開催
44 (イ) 教職員等に対する障害福祉サービス等の周知及び研修の実施
45 (ウ) 発達障害者支援センターによる教育機関等への講師派遣

1
2
3

(エ) 障害福祉の支援者等に対する教育施策・事業の周知等

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	発達障害を含む障害のある児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、各分野の取り組みについて共有し連携を図る目的で関係者からなる協議会として開催する。	特別支援教育推進事業運営協議会開催回数	開催回数	県内6教育事務所：2回 (協議会) 県教育庁：1回（特別支援教育推進運営協議会）	各教育事務所 2回(年間) 県教育庁 1回(年間)	県立学校教育課
2	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、児童生徒への支援の推進を図る。	特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：5回 参加人数：3047人	2,100人 (年間)	県立学校教育課
3	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数）	開催回数	開催回数：3回 参加人数：1284人	3回 (年間)	県立学校教育課
4	障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用出来る指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的とする。	特別支援教育指導資料集作成実績	発行冊数 開催回数	発行冊数：2冊 開催回数：3回	発行冊数：5冊 研修会：3回	県立学校教育課
5	教職員へ障害福祉サービス等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図る。	延べ講師派遣件数、延べ受講者数	派遣件数 受講者数	講師派遣：19件 (延べ受講者数1484名)	講師派遣：8件	障害福祉課

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

1 (3) 成人期における就労支援

2 ① 現状と課題

3 ハローワークでの障害者支援施策の拡充や、障害福祉サービスにおける就労
4 支援事業所等の増加に伴い、一般企業への就職や、就労支援事業所で訓練等の
5 支援を受ける発達障害者は増加傾向にあります。

6 その一方で、事業主や支援者においては、個々の発達障害者への理解が必ず
7 しも十分でないために、支援や環境調整等がうまくいかない例もあります。また、
8 発達障害と気づかないまま就労に繋がらない方等への支援についても課題
9 となっています。

10 **ア 就労支援者の資質向上（福祉的就労）**

11 発達障害者が利用する就労移行支援事業所等においては、発達障害者の
12 個々の特性に合った仕事のマッチングや環境整備等の配慮、生活面での支援
13 等が求められます。

14 就労支援に関わる支援者に向けた、個々の発達障害特性の理解、対応方法
15 についての理解を図り、支援者の資質向上につなげていく必要があります。

16 **イ 事業主の配慮等に関する支援（一般就労）**

17 発達障害者を雇用する企業においては、事業主が個々の発達障害の特性を
18 踏まえ、合理的配慮を提供する義務があります。

19 このため地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労
20 移行支援事業所等を中心として、事業主に対し、個々の発達障害の特性につ
21 いての理解や対応方法、合理的配慮等に関する支援が必要です。

22 また、これらを理解し発達障害者を雇用する企業を増やす取組も必要とな
23 ってきます。

24 **ウ 就労に繋がらない方等への支援（地域生活支援）**

25 発達障害と気づかないまま就労に繋がらない方への支援については、パー
26 ソナルサポートセンターなど専門支援センター、若者サポートステ
27 ーション等が中心となって実施しています。

28 一方で、これら専門機関と地域の福祉、医療機関等との連携が必ずしも十
29 分でないと指摘があることから、情報交換や連携を図る必要があります。

30 ② 支援体制の目標

31 事業主や支援者が個々の発達障害の特性を正しく理解し、発達障害者の強み
32 を引き出す支援や合理的配慮を提供することで、雇用の質の向上を図りながら
33 安定して働きつづけられる支援体制の構築を目指します。

34 ③ 取組内容

35 個々の発達障害者の特性を理解し、一人一人にあった適切な支援や合理的配
36 慮が提供されるよう、就労移行支援事業所等へ向けた研修を実施します。また、
37 就労に繋がらない発達障害者に対しては、関係する支援機関との連携強化に取
38 り組んでいきます。

ア 市町村に求められる主な役割

- (ア) 就労支援サービスの情報収集及び提供
- (イ) 発達障害の基本相談窓口としての周知（再掲）

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 就労支援事業所等に対する発達障害特性等の研修実施
- (イ) 地域支援マネージャーによる事業所支援
- (ウ) 雇用の場の拡大、雇用の質の維持に向けた取組
- (エ) 障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、若者サポートステーション等との連携強化
- (オ) ひきこもり専門支援センターとの連携強化
- (カ) 障害者差別解消法等の関係法令の周知と合理的配慮を学べる講座やイベントの開催

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	就労支援コーディネーターを高等学校併設型高等支援学校に配置し、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の企業就労について進路相談及び企業開拓を実施する。	キャリア教育・就労支援充実事業の活用	回数	定着支援（84回） 進路面談（98回） 就職先開拓（620回）	定着支援：85回 進路面談：100回 就職先開拓：440回	県立学校教育課
2	支援機関の支援者の資質向上、人材育成を図ることを目的に講師派遣及び主催・共催研修等を実施する。	発達障害者支援センター運営事業による就労分野への講師派遣及び主催・共催研修等実績	開催回数	主催研修：1件 (受講者数：53名+63名オンライン参加) 講師派遣：1件（受講者数：12名） BWAP2コンサル：8件	主催研修1件	障害福祉課
3	障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人、企業等に委託して職業訓練を実施する。	委託訓練の実施状況 (求職者向けコース) 15コース／定員53名 うち中止コース6コース／定員9名 (特別支援学校早期訓練コース) 5コース／定員5名 ・就職率 64.0%	実施状況	(求職者向けコース) 15コース／定員53名 うち中止コース6コース／定員9名 (特別支援学校早期訓練コース) 5コース／定員5名 ・就職率 64.0%	55.00%	労働政策課
4	就労に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	支援件数	延べ支援件数：373件 (園域で抱える困難事例等に対する支援)	延べ支援件数 500件 (年間)	障害福祉課

1 **3 ライフステージを通じた課題と取組**

2 **(1) 専門医療機関の不足への対応**

3 **① 現状と課題**

4 発達障害の診断や診療を希望する者に対し、専門医療機関が不足しており、
5 診察、診療待ちの長期化が続いている。引き続き専門医療機関の確保が課題
6 となっています。

7 **ア 専門医療機関の確保**

8 県内で発達障害の診療ができる専門医療機関は、平成 29 年度では 34 か所
9 となっていましたが、令和 5 年度では 52 カ所と増加しています。しかしながら、
10 2か月から 1 年までにわたる初診待ちの状況が依然として続いていることから、
11 引き続き専門医療機関の増加を促す取組が必要です。

12 **イ 医療ネットワーク体制の整備**

13 発達障害の症状や必要な支援は一人一人異なるため、高度な専門機能を持つ拠点的な病院から、身近な場所で相談、カウンセリングを受けることができるかかりつけ医まで、重層的な医療体制の整備を目指す必要があります。

14 また、市町村や医療機関等が発達障害に対応できる医療機関の情報を共有する等、医療ネットワーク体制の整備を図っていく必要があります。

15 **ウ 行政手続きの再点検・見直し**

16 発達障害者の診療待ちが長期化している背景に、さまざまなサービスや支
17 援を行うための行政手続の資料として、過度に診断書を必要とする運用があるのではないか、との指摘があります。

18 令和 3 年度調査では、児童福祉法による障害児通所支援の利用にあたり診
19 断書を求める回答した市町村は 7 市町村、求める場合がある回答した市
20 町村は 15 市町村、求めていない回答した市町村は 7 市町村となっています。

21 「なんとなく」「念のため」などといった理由で診断書を求めることがないよう、
22 発達障害に関する行政手続きの再点検、見直しの必要性について関係機
23 関と検討、周知を図る必要があります。

24 **② 支援体制の目標**

25 地域の診療所の医療従事者等に対して、どの地域においても一定水準の発達
26 障害への対応を可能とすることを目的とした研修等を実施し、診断や診療を必
27 要とする発達障害者等が、速やかに地域の医療機関へアクセスできる体制の構
28 築を目指します。

29 **③ 取組内容**

30 発達障害の診断や診療が可能な専門医療機関の数を増やすため、医療従事者
31 に対する研修等の人材育成に取り組むとともに、県医師会や小児保健協会等の
32 関係機関との意見交換や調整、協力依頼等を行います。また、医療機関のネッ
33 トワークの整備に取り組むとともに、市町村によってばらつきのある行政手続
34 の解消に向けた取組を行います。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) 発達障害者の診断や診療が可能な医療機関の情報収集及び提供
- (イ) 診断書を必要とする行政手続きの再点検・見直し

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 県医師会や小児保健協会等の関係機関との意見交換や調整、協力依頼
- (イ) 医療機関に対する需要量・供給量の把握方法の検討
- (ウ) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施
- (エ) 子どもの心の診療ネットワーク事業の実施
- (オ) 医療機関従業者向けの研修
- (カ) 「沖縄県発達障がい児（者）支援に関する医療機関リスト」の更新
- (キ) 手続きに必要な様式やフォローの流れ等、県・市町村・関係機関による検討
- (ク) 診断書を必要とする行政手続きの再点検・見直し及び周知等

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	医師や心理士等に向け、現状の人数を維持できるような研修を行うこと、拠点病院からつなぐことが可能な地域の医療機関数を増やすことを目標とする。	子どもの心の診療ネットワーク事業の実施状況	参加人数 医療機関数	研修：49名 医療機関数：50施設	研修：50名 医療機関数：60施設	子育て支援課
2	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児（者）や支援者に対し情報提供を行う。	発達障がい児（者）支援に関する医療機関リストに掲載される医療機関リストの更新	—	52カ所（令和5年10月時点更新時点）	2年おきに更新	障害福祉課
3	県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図るため、国機関の研修へ医師等を派遣、伝達研修を実施している。	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業への受講者数	開催回数	1回（78人）	3回（年間）	障害福祉課

1 (2) 保護者や家族に対する支援

2 ① 現状と課題

3 発達障害は外見からは分かりにくいため誤解されやすく、家族が地域から孤
4 立してしまったり、発達障害を有していることを保護者が受け止めることができます。
5 きずに虐待に繋がること等も指摘されています。

6 このため、当事者や家族が集まる場の確保や、保護者等に対する支援の充実
7 が求められています。

8 9 ア ペアレント・トレーニングの普及

10 ペアレント・トレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を専門家の助
11 言を得ながら客観的に観察して発達障害の特性を理解するとともに、その特
12 性を踏まえた褒め方や叱り方等の実践を通じて、子どもの問題行動を減少さ
13 せようとする支援スキルです。

14 保護者からの受講希望が増加しているとの声がある一方、指導者の不足や、
15 地域での実施体制が確立していない等の課題があります。

16 17 イ ペアレント・プログラムの普及

18 ペアレント・プログラムは、ペアレント・トレーニングの支援のポイント
19 を一部抜き出し、発達障害児をもつ保護者だけでなく、全ての保護者が利用
20 できるよう開発されたプログラムです。子どもの行動修正までは目指さず
21 「保護者の認知を肯定的に修正し、子育てを助けること」に焦点を当ててい
22 るため、ペアレント・トレーニングよりも普及が容易であるといわれています。

23 令和3年度調査では、11市町村が「既に実施」又は「実施したいと検討し
24 ている」、15市町村が「ペアレントプログラムの必要性は感じているが、予
25 算や人材等の確保といった運営面で課題を感じている」と回答しており、導
26 入に向けた支援をしていく必要があります。

27 28 ウ ペアレント・メンターの普及

29 自らも発達障害児の子育てを経験し、相談支援に関するトレーニングを受けたペアレント・メンターは、同じような発達障害児をもつ保護者に対して、
30 共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

31 令和3年度調査では、1市町村が「必要性を感じていて、具体的な取り組
32 みを検討している」、14市町村が「必要性を感じているが、運営面等に課題
33 がある」と回答しており、導入に向けた支援をしていく必要があります。

34 35 エ 身近な地域における相談窓口の周知、地域社会への参加促進

36 市町村においては、発達障害者を含めた障害者全体の相談窓口（基本相談）
37 の機能が置かれている一方で、発達障害に関してはライフステージを通して
38 相談窓口が必要であるため、市町村内部でもお互いの窓口機能について理解
39 し周知する必要があります。併せて、発達障害者の地域社会への参加促進に
40 向けたレクリエーション活動の実施や、地域における当事者会・親の会の情
41 報を収集し必要に応じて連携を図り、発達障害者が地域社会の一員としてい
42 きいきと暮らせるよう取り組む必要があります。

② 支援体制の目標

保護者や家族に対して、発達障害に関する特性理解や適切な対応方法、コミュニケーションスキル等を学ぶ機会を提供し、発達障害者やその家族が市町村等の身近な地域で安心して暮らせるよう、相談できる支援体制の構築を目指します。

③ 取組内容

保護者や家族への支援を行うにあたっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になります。

県としては、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言等を行い、地域での体制整備を促していきます。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) ペアレント・トレーニングの実施及び継続的な実施体制の整備
- (イ) ペアレント・プログラムの実施及び継続的な実施体制の整備
- (ウ) 当事者や親の会に関する情報収集及び連携等
- (エ) 発達障害の基本相談窓口としての周知

イ 県が実施する主な取組

- (ア) ペアレント・トレーニング講師の養成・派遣と実施体制の助言等
- (イ) ペアレント・プログラム講師の養成・派遣と実施体制の助言等
- (ウ) ペアレント・メンターの普及方法や実施体制等について検討
- (エ) 相談支援体制の構築、拡充に関する支援・助言
- (オ) 地域社会への参加に向けた当事者や親の会との意見交換
- (カ) 当事者会や親の会に関するリストの作成及び情報提供

【関連する事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、中核支援機関・中核支援者によるペアレントプログラム等の普及を行う。	ペアレントプログラムを導入した市町村数	市町村	16市町村（令和5年度時点）	2市町村（年間）	障害福祉課
2	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、ペアレント・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	市町村におけるペアレント・トレーニングの実施回数	実施回数	保健師・心理士等30人にペアレントトレーニング養成研修を実施	10クラス実施	障害福祉課
3	発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	家族支援向けの研修会及び講師派遣数	開催回数	ペアレント・プログラム等の家族支援向けの研修会及び講師派遣等を実施	1回（年間）	障害福祉課
4	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野（教育・保育・保健・福祉・就労・司法等）への研修回数	開催回数	教育・保育・保健・福祉・就労の各分野で研修等を開催	各分野1回	障害福祉課
5	各圏域福祉事務所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児（者）支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	圏域別研修等事業の実績（各圏域ごと）	開催回数	3回（北部圏域、中部圏域、南部圏域で開催）	5回（年間）	福祉事務所

1 (3) 各分野における支援人材の育成

2 ① 現状と課題

3 発達障害者が日常生活を営むに当たっては、医療機関の受診、教育機関での
4 学業生活、企業等での労働など通常の社会生活の場面から、トラブルに巻き込
5 まれた場合の警察・裁判等まで、さまざまな場面で、発達障害の特性を理解し
6 対応することが求められています。

7 **ア 各分野における研修等について**

8 各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、就労、司法等)における、初任者
9 研修や定期的な研修、法定研修など、その分野で通常・一般的に行われ受講
10 が義務づけられているような研修に、発達障害を理解する講義を設ける等の
11 取り組みをすすめる必要があります。

12 **イ 各圏域における研修の実施**

13 各圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)において、圏域の課題や実情
14 を踏まえた、研修の企画、実施に取り組んでいく必要があります。

15 **ウ 市町村相談窓口の充実**

16 市町村においては、発達障害者の基本相談窓口として、相談や支援機関へ
17 の繋ぎ、情報提供等の役割が求められています。発達障害者の特性理解や対
18 応はもとより、相談技術の向上や発達障害専門医療機関、当事者・親の会、
19 就労支援等の情報を収集する等、相談窓口機能の充実に向けた取り組みが必
20 要です。

21 ② 支援体制の目標

22 発達障害者の支援に関わる支援者が、スキルアップを続けられるよう継続的
23 な研修環境を整備することで、発達障害者のそれぞれの特性に応じた質の高い
24 支援体制の構築を目指します。

25 ③ 取組内容

26 市町村においては、発達障害者の基本相談窓口として、相談者が安心して相
27 談できるよう、相談技術の向上や支援機関等の情報収集に取り組む必要があります。

28 県としては、福祉、医療、保健、保育、教育、就労、司法等の各分野と連携
29 し、各分野の初任研修や定期的な研修、法定研修等への講師派遣等を行います。

30 また、各圏域福祉事務所を中心に、各圏域の課題や実情を踏まえた研修等の
31 取り組みをすすめています。

32 **ア 市町村に求められる主な取組**

- 33 (ア) 発達障害の基本相談窓口としての周知（再掲）
34 (イ) 市町村窓口職員(障害福祉主管課等)への発達障害関係研修の実施
35 (ウ) 発達障害に関する情報収集及び情報提供

36 **イ 県が実施する主な取組**

- 37 (ア) 発達障害者支援センターによる各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、
38 司法、就労、司法等)への研修及び講師派遣

- 1 (イ) 各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、就労、司法等)と研修企画等の
2 連携
3 (ウ) 各圏域福祉事務所による「発達障害圏域別研修」の実施
4 (エ) 市町村窓口職員への研修の実施
5 (オ) 地域支援マネージャーによる市町村支援

6 【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野(教育・保育・保健・福祉・就労・司法等)への研修回数	開催回数	教育・保育・保健・福祉・就労分野への研修会を開催	各分野1回	障害福祉課
2	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：3回 参加人数：1284人	3回 (年間)	県立学校教育課
3	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	開催回数 参加人数	開催回数：5回 参加人数：3047人	5回 (年間)	県立学校教育課
4	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	市町村等職員向けへの研修回数	開催回数	—	1回 (年間)	障害福祉課

1 (4) 移行期の「支援の途切れ」防止

2 ① 現状と課題

3 発達障害者の支援においては、例えば、乳幼児期から学齢期、学齢期から成
4 人期など、ライフステージの移行期に本人の特性や支援の状況がうまく引き継
5 がれず、支援が途切れやすくなるとの指摘があります。

6 ライフステージを通じて一貫した支援が行われ、切れ目なく続くよう取り組
7 む必要があります。

9 ア 緊密な連携を図るための協議の場の設置

10 各ライフステージを通じて一貫した支援をするには、各分野の関係機関が
11 緊密な連携を図ることが重要であり、協議できる場を設けておくことが有効
12 です。

13 発達障害者に特化した協議の場の設置や、既存の自立支援協議会等の場を
14 活用している市町村もあり、各分野の関係機関が緊密な連携を図り一貫した
15 支援が行われるよう協議の場の設置に取り組む必要があります。

16 また、各ライフステージの中でも、入学、入園は、発達障害者にとって初
17めて生活が大きく変化する時期であるため事前の情報交換を図る必要があります。

20 イ 新サポートノートえいぶるの普及

21 新サポートノートえいぶるは、発達障害・発達が気になる方を対象に、ご
22 本人のプロフィールや経過などを記録・保存する支援ファイルです。沖縄県
23 障害者自立支援協議会の療育・教育部会「支援ファイルワーキング」の検討
24 等を踏まえ、平成28年9月に発行しました。

25 活用した方からは「連携が上手くいった」との声があり、関係機関との連
26 携の場面や移行期における支援ツールとして活用されています。

27 えいぶるの普及に向け、使い方動画(youtube)、ポスター・卓上ポップ、
28 エイブル使い方チラシ、講師派遣等を行っておりますが、アンケートからは
29 「親だけでは書けない」「良い所を書く枠が少ない」などの声もあります。

30 このため、療育・教育部会等において、えいぶるの普及や円滑な活用に向
31 け、配布方法や内容について検討する等さらなる普及に向けた取組が必要で
32 す。

34 ② 支援体制の目標

35 保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野、各ライフステージに応じた支援
36 者が互いに連携・協力することや、新サポートノートえいぶるを活用した、切
37 れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

39 ③ 取組内容

40 各ライフステージで一貫した支援が切れ目なく継続するためには、各分野が
41 連携又は協議できる場の設置や支援ファイルの普及等が有効です。

42 県としては、支援機関連絡会議等の開催や新サポートノートえいぶるの普及
43 等に加え、市町村での連携体制の整備について助言等を行います。

ア 市町村に求められる主な役割

- (ア) 各関係機関が連携又は協議する場の設置
- (イ) 入園や入学時における情報を引き継ぐ場の設置
- (ウ) 新サポートノートえいぶるの周知・配布

イ 県が実施する主な取組

- (ア) 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議の開催
- (イ) 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会の開催
- (ウ) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会の開催
- (エ) 新サポートノートえいぶるの普及・啓発
- (オ) 新サポートノートえいぶるの活用方法の情報提供や説明会の実施
- (カ) 新サポートノートえいぶるに関する改善事項等について療育教育部会等において検討
- (キ) 新サポートノートえいぶるのデジタル化の検討

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	新サポートノートえいぶるの情報提供や説明会等	開催回数	共催/講師派遣：3件 情報提供：206件	5件 (年間)	障害福祉課
2	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方にについて意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	発達障害者支援センター連絡協議会開催回数	開催回数	開催回数：2回	2回	障害福祉課
3	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の早期支援体制の整備を図る。	自立支援協議会及び部会開催回数	開催回数	○自立支援協議会：1回 ○相談支援・人材育成部会：1回 ○療育・教育部会：1回 ○就労支援部会：1回 ○権利擁護部会：1回 ○住まい・地域支援部会：1回	各部会1回 (年間)	障害福祉課
4	県内の支援体制の実態調査を行うことにより、課題等を把握し、市町村等の支援のあり方について検討する。	県内の実態調査の実施状況	—	○市町村乳幼児健診事後教室およびフォロー事業実施状況調査 ○市町村発達障害児（者）支援体制整備状況に関する実態調査 ○新サポートノートえいぶる調査 ○市町村相談窓口調査（ホームページ掲載）	—	障害福祉課
5	発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	発達障害児（者）支援機関連絡会議開催回数	開催回数	実施回数：1回	2回 (年間)	障害福祉課

1 **(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発**

2 **① 現状と課題**

3 発達障害という用語や大まかなイメージについては、一般に知られるようになつてきましたが、個々の発達障害の特性に対する理解や対応等については、
4 あまり知られていないのが実情です。引き続き一般県民に対する普及・啓発活動に取り組む必要があります。

5 **ア 個々の特性に対する正しい理解**

6 発達障害という言葉は、以前より知られるようになってきましたが、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害などの「個々の発達障害」に対する正しい知識や理解はまだ十分ではないため、引き続き発達障害に関する普及・啓発活動が必要です。

7 **イ 個々の特性に応じた対応の周知**

8 発達障害者への対応には、正しい知識や理解を踏まえた配慮が必要となります。発達障害の個々の特性に応じた対応について一般県民に周知を図る必要があります。

9 **② 支援体制の目標**

10 県や市町村等が発達障害に関する正しい理解の普及啓発に努めることで、県民の理解を促進し、発達障害者が個性豊かに安心して暮らし、それぞれのライフステージで活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

11 **③ 取組内容**

12 発達障害の個々の特性についての理解や対応等について普及・啓発を行うことで、発達障害者への配慮に繋がることが期待されます。

13 県としては、発達障害者への正しい知識や理解の普及・啓発活動を行うとともに、市町村での普及啓発の取組についても支援していきます。

14 **ア 市町村に求められる主な役割**

- 15 (ア) 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間での普及・啓発活動
16 (イ) 地域生活支援事業を活用した理解促進・啓発の実施

17 **イ 県が実施する主な取組**

- 18 (ア) 発達障害者支援センターのホームページ等を活用した情報発信
19 (イ) 自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、トウレット症候群、吃音症などの、個々の発達障害に関する啓発パンフレットの作成及び配布
20 (ウ) 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間での普及・啓発活動
21 (エ) 市町村の普及・啓発活動事例の紹介

1 【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	発達障害理解のための啓発パンフレット等の作成により、県民及び支援者に正しい知識と理解について情報発信を行う。	一般県民向け普及・啓発パンフレットの配布数	配布部数	発達障害理解のためのパンフレットや、相談支援リスト等の啓発パンフレットや冊子等を作成配布した。	2000部	障害福祉課
2	毎年度「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、発達障害理解に向けた普及啓発の取組を積極的に推進する。	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間等による普及啓発の取り組み状況	延べ件数	ブルーライトアップやセンサリールームの仮設置、ラジオCMや各種広告、イベント等を開催した。	10件	障害福祉課
3	「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、市町村あてにポスターを送付する等、普及啓発の取組を推進する。	一般県民向け普及・啓発ポスターの配布市町村数	市町村数	—	41市町村 (年間)	障害福祉課

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

1 (6) 災害時等における発達障害者及びその家族への支援

2 ① 現状と課題

3 発達障害者は、他者とのコミュニケーションが不得手、大勢の人がいる環境
4 が苦痛、感覚の刺激に過敏である等、障害の特性が見られます。発達障害に関
5 わる親の会・成人当事者団体との意見交換会等の中で、発達障害の特性から、
6 一般避難所や福祉避難所への避難が困難等の意見が挙がったことからも、発達
7 障害のある人も、安全安心に避難できるような避難支援のあり方を検討する必
8 要があります。

9
10 ア 福祉避難所の設置促進

11 県内の福祉避難所の設置数は、令和6年8月1日現在、28市町村 202施設
12 となっています。未設置の市町村も含め、各市町村内の要配慮者の把握に努め、
13 必要数に応じた福祉避難所の確保に努める必要があります。

14
15 イ 特性に配慮した避難方法等についての検討

16 災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進や発達障害の特性に配慮し
17 た避難について検討、発達障害に関わる親の会・成人当事者団体等との意見交
18 換を通じ課題や参考事例等を市町村へ情報提供する等、防災対策の促進に向け
19 た取組の検討を進める必要があります。

20
21 ② 支援体制の目標

22 発達障害者及びその家族が、安全安心に避難等ができるよう市町村と連携し
23 た取り組みを行います。

24
25 ③ 取組内容

26 市町村においては、要配慮者の数に応じた福祉避難所の適切な配置に向けた
27 取り組みを進めるとともに、県においては市町村が行う福祉避難所の指定の促進
28 に向けた取り組みを行う必要があります。また、親の会・成人当事者団体等
29 との意見交換を通じ障害特性に配慮した避難方法等について市町村へ提供して
30 いく等、連携した取組を行います。

31
32 ア 市町村に求められる主な取組

- 33 (ア) 福祉避難所の各種情報提供
34 (イ) 要配慮者の数に応じた福祉避難所の適切な設置
35 (ウ) 災害に備えた避難行動要支援者名簿の作成
36 (エ) 個別避難計画の作成
37 (オ) 個々の特性に配慮した避難場所や避難方法、防災対策についての検討

38
39 イ 県に求められる主な取組

- 40 (ア) 福祉避難所未設置市町村への設置促進にむけた各種情報提供
41 (イ) 福祉避難所の設置運営にかかる市町村への各種情報提供
42 (ウ) 県内の福祉避難所の設置状況等の情報収集
43 (エ) 親の会・成人当事者団体等との意見交換の場の設置

1 【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	市町村の福祉避難所設置に向け、市町村向け説明会等を開催し、設置促進に向けて取り組む。	説明会等の開催回数	開催回数	1回 (災害時の要配慮者支援に関する説明会を開催)	1回 (年間)	福祉政策課

2

【過去の計画策定等の推移】

- 平成 19 年 2 月 1 日 沖縄県発達障害者支援センターを設置
- 平成 21 年 4 月 1 日 沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画を施行
(実施期間：平成 21 年度～平成 25 年度)
- 平成 21 年 11 月 25 日 沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画を施行
(実施期間：平成 21 年度～平成 25 年度)
- 平成 26 年 12 月 1 日 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画を施行
(実施期間：平成 26 年度～平成 30 年度)
- 平成 31 年 4 月 1 日 第 3 期沖縄県発達障害者支援体制整備計画を施行
(実施期間：平成 31 年度～令和 5 年度)
- 令和 7 年 3 月 24 日 第 4 期沖縄県発達障害者支援体制整備計画を施行
(実施期間：令和 6 年度～令和 10 年度)

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に關係する課①	2に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
1	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健康診査受診率	市町村が実施する乳幼児健康診査の受診率の向上により、乳幼児期からの早期発見、早期支援につながる。	子育て支援課		○	乳幼児健康診査受診率	96.0% (1歳6ヶ月) 94.0% (3歳児)	○
2	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	有所見率の推移	乳幼児健康診査の有所見児に対するフォローを実施するための参考値となり、発達障害児を含めた有所見児の早期発見、早期支援につながる。 ※健診後の要フォローについては、「乳幼児健診の事後フォロー実施状況」（沖縄県の母子保健）について各市町村の取組で整理	子育て支援課	障害福祉課	○	有所見率	—	—
3	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診時の心理士の配置	乳幼児健診時に心理士を配置することにより、健診の充実を図る。	子育て支援課		○	乳幼児健診時の心理士の配置率（市町村）	—	—
4	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援（市町村発達障害者支援体制サポート事業）	発達障害地域支援マネジャーにより、乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援を行う。	障害福祉課	子育て支援課	○	市町村発達障害者支援体制サポート事業の実施状況（支援市町村数）	—	—
5	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診事後教室の実施状況	乳幼児健診事後教室は、乳幼児健診後の発達が気になる子のフォローや早い段階での支援開始を目的とし、市町村が主体的に実施しているもので、設置数をあげることにより、より地域での早期支援体制の構築につながる。	子育て支援課	障害福祉課	○	乳幼児健診事後教室設置市町村数	—	—
6	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診の事後フォローの実施状況	乳幼児健診後に発達が気になる子へのフォローワー体制の充実を図る。	子育て支援課		○	各市町村の実施状況	41市町村	○
7	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	発達障害特有のアセスメント力向上（M-CHAT PARS等）	必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法として普及を図ることにより、早期発見、早期支援体制の充実を図る。	障害福祉課	子育て支援課	○	アセスメントツールの普及・検討の実績（検討会や研修等の実績）	1回 (年間)	○
8	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	市町村等職員向け研修	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	障害福祉課		○	市町村等職員向けへの研修回数	1回 (年間)	○
9	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	早期発見、早期支援者に対する研修等（発達障害者支援センター運営事業）	主催研修及び共催研修、講師派遣等による研修の実施により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課	子育て支援課		発達障害者支援センター運営事業で実施した早期発見、早期支援者に対する研修実績	—	-

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
10	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	障害児等療育支援事業	在宅の障害児等が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。	障害福祉課			施設支援指導事業実施件数	500件 (年間)	○
11	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や、育児相談等を実施し、地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図る取組等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	子育て支援課		○	地域子育て支援施設設置数等（実績）	114箇所	○
12	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	保育所等訪問支援（障害児通所支援）	障害のある子が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、専門的な支援・相談などを行うサービス	障害福祉課		○	保育所等訪問支援事業所数	—	—
13	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援事業所（障害児通所支援）	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などをを行うサービスであり、発達障害児の利用促進を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	—	—
14	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援センター（障害児通所支援）	児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援センター数	—	—
15	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	保育士等への研修（発達障害に関する研修会の開催分）	保育士等を対象に発達障害支援に関する研修を実施し、保育士等の資質向上を図る。	義務教育課	障害福祉課	○	保育士等への研修実績	500人 (年間)	○
16	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対する研修等（発達障害者支援センター運営事業及び園域別研修等事業）	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対し、発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、サービスの向上を図る。	障害福祉課	福祉事務所		発達障害者支援センター運営事業および園域別研修等事業で実施した児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所職員に対する研修の実績	5回 (年間)	○
17	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備事業）	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業であり、活用を図ることにより早期発見につながる。	障害福祉課		○	巡回支援専門員整備事業実施市町村数	—	—
18	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センターの機能強化等）	児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援センターの機能強化等（実施市町村数）	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関する課①	2に関する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
19	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	圏域自立支援連絡会議（障害者等相談支援体制整備事業）	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		圏域自立支援連絡会議設置状況（療育・教育部会関係）	—	—
20	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	障害児入所支援事業	福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設・指定医療機関があり、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能や治療を提供することを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援サービスの提供	—	—
21	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	こども家庭課	児童相談所	○	児相の参加状況	—	—
22	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援推進方に基づき設置した「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	こども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	—	—
23	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する研修会の開催分）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○
24	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	幼稚園・幼保連携型認定こども園法定研修	乳幼児期の発達の理解と保育の在り方、特別支援教育、小学校教育との接続などの研修を通して、発達障害についての理解を深め、指導・支援体制の充実を図る。	義務教育課	県立総合教育センター		研修実績	—	—
25	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	ティーチャーズ・トレーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	地域の子どもたちの日中活動の場（保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等）でかかる支援者を支援することが、発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	10クラス実施	○
26	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援（障害児通所支援）	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービス	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	—	—
27	1-(1), 乳幼児期における早期発見、早期支援	親子通園事業所等職員向け研修	親子通園事業所や児童発達支援事業所等職員向けの研修の実施	障害福祉課		○	親子通園事業所等職員向け研修の実績	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
28	1-(1) 乳幼児期における早期発見、早期支援	こども家庭センターの設置	全ての妊娠婦及び乳幼児の健康・経済など社会的状況を包括的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連携調整により妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援が受けられる体制を整備すること。	子育て支援課	こども家庭課	○	市町村における「こども家庭センター」の設置数	41市町村	○
29	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	市町村自立支援協議会（教育関係者が委員として委嘱されている市町村）	教育と福祉の連携に向け、市町村自立支援協議会へ教育関係者の委員を配置することで、協議の場を設け、連携の促進を図ります。	障害福祉課		○	市町村自立支援協議会（教育関係者が委員として委嘱されている市町村）	41市町村	○
30	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	私立幼稚園特別支援教育補助事業（助成園児率）	障害のある幼児の受入に要する経費に対する補助を実施することにより、幼稚園の負担を軽減し、発達障害児を含む障害のある幼児の就園の促進を図る。	子育て支援課			私立幼稚園特別支援教育補助事業等助成園児率（助成園児数÷受入園児数（%））	100%	○
31	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）【再掲】	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する内容）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○
32	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育推進事業運営協議会	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、各分野の取り組みについて共有し連携を図る目的で関係者からなる協議会として開催する。	県立学校教育課	障害福祉課		特別支援教育推進事業運営協議会開催回数	各教育事務所 2回 県教育庁 1回 (年間)	○
33	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	ティーチャーズ・トレーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	地域の子どもたちの日中活動の場（保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等）でかかる支援者を支援することが、発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	10クラス実施	○
34	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育に関わる人材育成研修等	全ての学校現場の特別支援教育による推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	県立学校教育課	義務教育課		特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	2,100人 (年間)	○
35	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育実践推進事業	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	県立学校教育課	義務教育課		・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数）	・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数3回）	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
36	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	個別の教育支援計画の作成率	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成されるもの。	県立学校教育課		○	個別の教育支援計画の作成率	100%	○
37	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス	障害福祉課		○	放課後等デイサービスの事業所数	—	—
38	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	障害児受入推進事業の実施により、障害児の受け入れを行う放課後児童クラブの入会費を措置するとともに、引き継ぎ研修等を実施し、支援員等の専門性の確保を図る。	子育て支援課		○	放課後児童クラブ補助市町村数（補助設置箇所）	29市町村	○
39	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育学校支援事業（インクルーシブ教育システム整備事業）	関係機関との連携により、幼児児童生徒への支援を実施する。 (内容) ・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣 ・特別支援教育市町村連絡協議会 ・学生支援員派遣	県立学校教育課	義務教育課	○	・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣件数 ・特別支援教育市町村連絡協議会開催回数	—	—
40	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育指導資料集作成	障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用出来る指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的とする。	県立学校教育課			特別支援教育指導資料集作成実績	発行冊数(5冊) 研修会実施（3回）	○
41	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	県立学校特別支援教育支援員配置数	生活支援、学習支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。	県立学校教育課			県立学校特別支援教育支援員配置数	50名	○
42	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	障害児就学相談事業（相談件数）	総合教育センターに相談窓口を設置し、小中学校に就学予定の障害児とその保護者及び教育関係者に対して、障害のある児童生徒が自立に向けた適切な就学を行うための相談を行う。	県立学校教育課			障害児就学相談件数	—	—
43	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	巡回アドバイザー、専門家チームの活用	巡回アドバイザー、専門家チームの活用により、教職員の資質の向上や発達障害を持つ児童生徒に対する支援強化等を図る。	県立学校教育課	障害福祉課		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
44	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	子ども・若者総合相談センター【再掲】	子どもも・若者育成支援推進方に基づき設置した「子どもも・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	こども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	—	—
45	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	巡回アドバイザー、専門家チームの活用による教育庁との連携	教育委員会との連携を図り、巡回アドバイザーや専門家チーム派遣の制度の周知を行い、障害児の受入のための体制整備の改善を図る。	総務私学課	子育て支援課 (私立幼稚園分)		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	—	—
46	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	教育委員会との連携を図り、教師に対する研修や個別事例の対応のための指導・相談等の支援を行う。	総務私学課	子育て支援課 (私立幼稚園分)		教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	—	—
47	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	研修事業(総合教育センター)	総合教育センターが行う幼小中高等学校等向けの出前研修及び夏期短期研修における発達障害等講座の開設を行い発達障害についての理解啓発を行い、関わる教職員の資質向上を行う。	県立学校教育課			出前講座、発達障害に関する研修会の受講者数	5,000人 (年間)	○
48	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	発達障害者支援センターによる協力(教育)	教職員へ障害福祉サービス等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図ります。	障害福祉課	県立学校教育課		延べ講師派遣件数、延べ受講者数	講師派遣8件	○
49	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	相談支援専門員及びサービス管理責任者に対する研修等	福祉サービス事業者へ特別支援コーディネーター等の教育分野の施策等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図ります。	障害福祉課			受講者数	1,000人 (年間)	○
50	1-(3) 成人期における就労支援	障害児職業自立推進による訪問企業数	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数6社	○
51	1-(3) 成人期における就労支援	キャリア教育・就労支援充実事業	就労支援コーディネーターを高等学校併設型高等支援学校に配置し、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の企業就労について進路相談及び企業開拓を実施する。	県立学校教育課			キャリア教育・就労支援充実事業の活用	定着支援(85回) 進路面談(100回) 就職先開拓(440回)	○
52	1-(3) 成人期における就労支援	就労移行支援事業 就労継続支援事業(障害福祉サービス)	就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。 就労の機会の提供を受け、活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用することができるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。	障害福祉課			就労系サービス事業所の事業所数	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関する課①	2に関する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
53	1-(3) 成人期における就労支援	就労移行支援事業 就労継続支援事業（障害福祉サービス）	就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。 就労の機会の提供を受け、活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用することができるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。	障害福祉課			就労系サービス事業利用者の一般就労移行者数	—	—
54	1-(3) 成人期における就労支援	就労定着支援事業(障害福祉サービス)	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。	障害福祉課			就労定着支援事業の事業所数	—	—
55	1-(3) 成人期における就労支援	障害者就業・生活支援センター運営事業	就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。	障害福祉課			障害者就業・生活支援センター登録者数 相談支援件数	—	—
56	1-(3) 成人期における就労支援	雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置（障害者等雇用開拓・定着支援事業）	障害者就業・生活支援センターへ雇用開拓・定着支援アドバイザーを配置し、企業訪問等を通じ、圏域内の障害者の職場開拓、働く障害者の定着促進を図る。	雇用政策課			雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置数	—	—
57	1-(3) 成人期における就労支援	障害者職場適応訓練	障害者に対する職業訓練を事業主へ委託し、訓練終了後の雇用促進を図る事業である。	雇用政策課			職場適応訓練受講者数	—	—
58	1-(3) 成人期における就労支援	障害児職業自立推進による訪問企業数【再掲】	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問等を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数6社 (毎年度)	○
59	1-(3) 成人期における就労支援	特別支援学校卒業後の進路決定率	発達障害児（者）を含む就労支援や、社会参加、自立に向けた支援を特別支援学校在学時から実施することにより、特別支援学校卒業後の進路決定率があがる。	県立学校教育課			特別支援学校卒業後の進路決定率	進路決定率98%	○
60	1-(3) 成人期における就労支援	精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業（沖縄労働局）	精神・発達障害者雇用サポートをハローワークの専門援助窓口に配置し、発達障害者専門指導監や専門支援機関等（発達障害者支援センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他の支援機関）と連携し、精神障害者等の就職支援や事業主への支援を実施している。	障害福祉課			精神・発達障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援の実施	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
61	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（沖縄労働局）	発達障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して助成するもの。	障害福祉課			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	—	—
62	1-(3) 成人期における就労支援	職業準備支援：（地域障害者職業センター）	発達障害者に対する職業リハビリテーションサービスの充実・強化を図る。（職業準備支援の中に、発達障害者支援向けの講座等が含まれる。）	障害福祉課			発達障害者に対する支援プログラムの活用	—	—
63	1-(3) 成人期における就労支援	子ども・若者総合相談センター【再掲】	子ども・若者育成支援推進方に基づき設置した「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	こども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	—	—
64	1-(3) 成人期における就労支援	市町村地域生活支援事業の活用	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう必要な事業を実施することができ、活用促進を図ることにより、地域の発達障害者支援の整備につながる。	障害福祉課	○		市町村地域生活支援事業の活用促進（・発達障害者支援体制整備及び家族支援事業、理解・普及啓発、促進事業等）	—	—
65	1-(3) 成人期における就労支援	障害者相談支援事業の活用による相談窓口での対応（市町村地域生活支援事業・必須事業）	障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うことにより、発達障害者の支援の充実につながる。	障害福祉課	○		基幹相談支援センター等の機能強化事業実施市町村数	—	—
66	1-(3) 成人期における就労支援	手帳（療育手帳）の申請及び障害福祉サービス等の情報提供	市町村での手帳（療育手帳）の申請に関する支援や、障害福祉サービス利用に関する情報提供等、障害福祉制度の利用促進に努める。	身体障害者更生相談所	○		・療育手帳交付数	—	—
67	1-(3) 成人期における就労支援	手帳（精神保健福祉手帳等）の申請及び障害福祉サービス等の情報提供	市町村での手帳（精神保健福祉手帳等）の申請に関する支援や、障害福祉サービス利用に関する情報提供等、障害福祉制度の利用促進に努める。	総合精神保健福祉センター	○		・精神保健福祉手帳交付数	—	—
68	1-(3) 成人期における就労支援	支援者に対する研修等の実施（発達障害者支援センター運営事業）	支援機関の支援者の資質向上、人材育成を図ることを目的に講師派遣及び主催・共催研修等を実施する。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業による就労分野への講師派遣及び主催・共催研修等実績	主催研修1件	○
69	1-(3) 成人期における就労支援	沖縄県自立支援協議会就労支援部会の活用	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の成人期支援の充実を図る。	障害福祉課			沖縄県自立支援協議会就労支援部会の開催回数	1回（年間）	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に關係する課①	2に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
70	1-(3) 成人期における就労支援	市町村自立支援協議会及び圏域自立支援連絡会議の活用	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援を実施するとともに、市町村自立支援協議会において成人期支援について協議、検討する。	福祉事務所	障害福祉課	○	・圏域自立支援連絡会議の成人期、就労支援等の部会の設置状況 ・市町村自立支援協議会（全体会）の開催回数	—	—
71	1-(3) 成人期における就労支援	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人、企業等に委託して職業訓練を実施する。	労働政策課	障害福祉課		委託訓練の実施状況（求職者向け訓練のうち発達障害者が募集対象者に含まれるもの、特別支援学校等の生徒を対象としたもの）	55.00%	○
72	1-(3) 成人期における就労支援	子ども・若者社会適応促進事業【再掲】	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会適応プログラム（生活改善、対人関係改善、体験活動等）や家族支援、心理カウンセリング等を実施する。	こども若者政策課			・地域若者サポートステーションへの委託 ・社会適応プログラムや家族支援等の実施状況	3か所で実施（北部・中部・南部）	○
73	1-(3) 成人期における就労支援	沖縄県自立支援協議会住まい・地域支援部会の活用	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の成人期支援の充実を図る。	障害福祉課			沖縄県自立支援協議会住まい・地域支援部会への参加、開催回数	—	—
74	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害地域支援マネジメント強化事業による相談支援等（発達障害地域支援マネジメント強化事業）	就労に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	障害福祉課			発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	述べ支援件数 500件 (年間)	○
75	1-(3) 成人期における就労支援	総合精神保健福祉センターによる、相談支援等	発達障害や精神保健の課題を抱える児（者）に対する相談支援を行うことや、支援会議への参加により、センターの専門性を活かした支援を通じ、市町村や関係機関との連携を図る。	総合精神保健福祉センター			これらの電話相談実績（件数）等 発達支援センター連絡協議会への参加回数 市町村を保護児童対策協議会への参加回数 特別支援教育協議会への参加回数 適正修学委員会への参加回数	・電話・来所相談 (80件) ・発達障害者支援センターとの連絡会 (1回)	○
76	1-(3) 成人期における就労支援	ひきこもり専門支援センター（精神保健福祉センター内に設置）による相談	ひきこもり者の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。本人及び家族、関係者に対する相談支援や家族教室、地域支援協議会等を開催し、身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備する。また、ショートケアや居場所を利用して人との交流や趣味の拡大、就労へのステップを図る。	ひきこもり専門支援センター（精神保健福祉センター内に設置）			ひきこもり電話来所等相談実績(件数) ひきこもり訪問支援実績(件数) ひきこもり支援地域連絡協議会(開催回数) 家族教室(回数、参加者数) ひきこもり居場所(開催数、参加数) ひきこもりショートケア(開催数、参加数)	・ひきこもり相談実績 (1,500件) ・ひきこもり支援地域連絡協議会(5回) ・ひきこもり支援機関事例検討会(4事例) ・ひきこもり家族教室(4回) ・ひきこもり支援者研修会(1回) ・ひきこもり居場所づくり事業(50回) ・ひきこもりショートケア(50回)	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
77	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害者支援センターとひきこもり専門支援センターとの連携及び情報交換	ひきこもりの中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。発達障害者支援センターとの連携及び情報交換を行い、就労に繋がらない方への支援の充実を図ります。	障害福祉課	ひきこもり専門支援センター		発達障害者支援センターとの連携及び情報交換の回数	1回 (年間)	○
78	1-(3) 成人期における就労支援	障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、若者サポートステーション等との連携及び情報交換	就労に繋がらないの中には、発達障害の課題を抱えている者もすくなくない為、発達障害者支援センターとの連携及び情報交換を行い、就労に繋がらない方の支援の充実を図ります。	障害福祉課	保護・援護課		発達障害者支援センターとの連携及び情報交換の回数	各機関1回 (年間)	○
79	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害の基本相談窓口としての周知をしている市町村【再掲】	市町村においては、発達障害の基本相談窓口としての機能が置かれているため、身近な相談窓口として周知を図ることで、発達障害者の支援に繋げる。	障害福祉課	○		発達障害者の基本相談窓口として周知をしている市町村数	41市町村	○
80	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	子どもの心の診療ネットワーク事業	医師や心理士等に向け、現状の人数を維持できるような研修を行うこと、拠点病院からつなぐことが可能な地域の医療機関数を増やすことを目標とする。	子育て支援課			子どもの心の診療ネットワーク事業の実施状況	研修：50名 医療機関数：60施設	○
81	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	発達障害児（者）支援協力医療機関リストの作成	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児（者）や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リストに掲載される医療機関リストの更新	2年おきに更新	○
82	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	医療機関従事者に対する研修等の実施（発達障害者支援センター運営事業及び福祉介護人材育成基盤整備事業等）	医療従事者の専門性の向上及び人材育成を図ることを目的に研修を実施する。	障害福祉課			医療従事者に対する研修等の開催回数	2回 (年間)	○
83	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図るため、国機関の研修へ医師等を派遣、伝達研修を実施している。	障害福祉課			かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業への受講者数	3回 (年間)	○
84	2-(2). 保護者や家族に対する支援	ペアレント・プログラムの実施市町村	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、中核支援機関・中核支援者によるペアレントプログラム等の普及を行う。	障害福祉課	福祉事務所	○	ペアレントプログラムを導入している市町村数	2市町村 (年間)	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
85	2-(2). 保護者や家族に対する支援	ペアレン特レーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、ペアレン特レーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるペアレン特レーニングの実施回数	10クラス実施	○
86	2-(2). 保護者や家族に対する支援	当事者団体とのヒアリング（発達障害者支援センター運営事業）	当事者団体との意見交換を実施することにより、発達障害児（者）の実態把握や意見聴取、情報共有等を行い、発達障害児（者）支援の推進を図ることを目的とする。	障害福祉課			当事者団体とのヒアリング（懇話会）の実施回数	1回（年間）	○
87	2-(2). 保護者や家族に対する支援	児童心理治療施設（旧名称：情緒障害児短期治療施設）	心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている児童を、短期間入所もしくは通所により、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療や、その家族への支援を行うことを目的とする。	こども家庭課			入所及び通所による支援サービスの提供	—	—
88	2-(2). 保護者や家族に対する支援	市町村地域生活支援事業の活用	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう必要な事業を実施することができ、活用促進を図ることにより、地域の発達障害者支援の整備につながる。	障害福祉課		○	市町村地域生活支援事業の活用している市町村数（・発達障害者支援体制整備及び家族支援事業、理解・普及啓発、促進事業等）	—	—
89	2-(2). 保護者や家族に対する支援	発達障害者支援センターによる家族向け研修及び講師派遣	発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			家族支援向けの研修会及び講師派遣数	1回（年間）	○
90	2-(2). 保護者や家族に対する支援	発達障害の基本相談窓口としての周知をしている市町村	市町村においては、発達障害の基本相談窓口としての機能が置かれているため、身近な相談窓口として周知を図ることで、発達障害者の支援に繋げる。	障害福祉課		○	発達障害者の基本相談窓口として周知をしている市町村数	41市町村	○
91	2-(2). 保護者や家族に対する支援	圏域アドバイザーの配置	相談支援体制のネットワーク構築、相談支援に従事する者の資質向上などに取り組むため、各圏域に障害者相談支援業務に精通するアドバイザーを配置し、相談支援体制の充実に取り組んでいる。	障害福祉課			圏域アドバイザーを配置している圏域数	5圏域	○
92	2-(3). 各分野における支援人材	発達障害者支援センターによる主催研修、共催研修、講師派遣等（発達障害者支援センター運営事業）	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課		○	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野（教育・保育・保健・福祉・就労・司法等）への研修回数	各分野1回	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

[第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画]

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に關係する課①	2に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
93	2-(3).各分野における支援人材	特別支援教育実践推進事業【再掲】	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	県立学校教育課	義務教育課		・特別支援教育実践推進研修の実施 (開催回数／参加人数)	3回 (年間)	○
94	2-(3).各分野における支援人材	特別支援教育人材育成研修【再掲】	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	県立学校教育課	義務教育課		特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	5回 (年間)	○
95	2-(3).各分野における支援人材	圏域別研修等事業（発達障害者支援体制整備事業）	各圏域福祉事務所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児（者）支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	福祉事務所	障害福祉課		圏域別研修等事業の実績（各圏域ごと）	5回 (年間)	○
96	2-(3).各分野における支援人材	強度行動障害支援者養成研修	強度行動障害を有する方に対し、適切で専門的な支援を行うため、医療を含めた強度行動障害に対する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることを目的とした研修。	障害福祉課			強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）	—	—
97	2-(3).各分野における支援人材	市町村等職員向け研修【再掲】	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	障害福祉課	○		市町村等職員向けへの研修回数	1回 (年間)	○
98	2-(3).各分野における支援人材	発達障害者支援センターによる関係機関への機関コンサルテーション等(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	市町村が実施する相談支援の中で、専門的な支援、技術的な助言が必要なケース等に対する支援等を行う。	障害福祉課			市町村発達障害者支援体制サポート事業で実施した機関コンサルテーション等の実績	—	—
99	2-(3).各分野における支援人材	発達障害地域支援マネジメント強化事業【再掲】	支援人材の育成に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	障害福祉課			発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	述べ支援件数 500件 (年間)	○
100	2-(4).移行期の「支援の途切れ」防止	新サポートノートといぶるの普及活動	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	障害福祉課	県立学校教育課	○	支援ファイルの配布数	820部 (年間)	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
101	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	新サポートノートいぶるの情報提供や説明会等	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	障害福祉課		○	新サポートノートいぶるの情報提供や説明会等	5件 (年間)	○
102	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）【再掲】	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する内容）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○
103	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	沖縄県自立支援協議会及び部会（障害者等相談支援体制整備事業）	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の早期支援体制の整備を図る。	障害福祉課			自立支援協議会及び部会開催回数	各部会1回 (年間)	○
104	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	圏域自立支援連絡会議（障害者等相談支援体制整備事業）【再掲】	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		圏域自立支援連絡会議設置状況	—	—
105	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	発達障害児（者）支援機関連絡会議（発達障害者支援体制整備事業）【再掲】	発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	障害福祉課			発達障害児（者）支援体制整備委員会開催回数	2回 (年間)	○
106	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	市町村自立支援協議会の開催状況	市町村自立支援協議会の設置、活用の促進を図る。各圏域に配置したアドバイザーと福祉事務所が連携し、市町村に対する協議会の設置活用について助言、支援を行うことや、市町村においては自立支援協議会を活用し相談支援体制の整備を図る。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村自立支援協議会（全体会）の開催している市町村数	41市町村	○
107	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	要保護児童対策地域協議会【再掲】	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	こども家庭課	児童相談所	○	【児童相談所】児相の参加状況	—	—
108	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	子ども・若者支援地域協議会	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置された協議会を開催する。	こども若者政策課			子ども・若者支援地域協議会開催回数	1回 (年間)	○
109	2-(4). 移行期の 「支援の途切れ」防止	発達障害者支援センター連絡協議会（発達障害者支援センター運営事業）	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	障害福祉課			発達障害者支援センター連絡協議会開催回数	2回 (年間)	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
110	2-(4), 移行期の 「支援の途 切れ」防止	県内の実態調査 (発達障害者支 援センター運営 事業)	県内の支援体制の実態調査を行 うことにより、課題等を把握し、 市町村等の支援のあり方について 検討する。	障害福祉課	福祉事務所	○	県内の実態調査の実施状況	—	—
111	2-(4), 移行期の 「支援の途 切れ」防止	障害児入所支援 事業【再掲】	福祉型障害児入所施設及び医療 型障害児入所施設・指定医療機関 があり、障害の特性に応じて、保 護、日常生活の指導及び独立自活 に必要な知識技能や治療を提供す ることを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援施設設置数	—	—
112	2-(4), 移行期の 「支援の途 切れ」防止	発達障害児 (者) 支援機関 連絡会議【再 掲】	発達障害児（者）及びその家族 に対し、途切れのない支援を推進 するため、県関係各課等で委員を 構成し、支援に係る現状及び課題 の共有や対応協議等を行う会議と して開催する。	障害福祉課			発達障害児（者）支援機関 連絡会議開催回数	2回 (年間)	○
113	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	発達障害児支 援に関わる相 談・支援機関リ ストの作成（発 達障害者支援セ ンター運営事 業）【再掲】	発達障害の診療を行っている医 療機関リストを作成することによ り、医療機関の相互協力の推進 と、発達障害児（者）や支援者に 対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児（者）支援に 関わる医療機関リストに掲 載される医療機関リストの 更新	2年おきに更新	○
114	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	一般県民向け普 及・啓発パンフ レット配布	発達障害理解のための啓発パン フレット等の作成により、県民及 び支援者に正しい知識と理解につ いて情報発信を行う。	障害福祉課			一般県民向け普及・啓発パ ンフレットの配布数	2000部	○
115	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	講演会や、発達 障害理解に向け た普及啓発の取 組（発達障害者 支援センター運 営事業）	毎年度「世界自閉症啓発デー・ 発達障害啓発週間」等を活用し、 発達障害理解に向けた普及啓発の 取組を積極的に推進する。	障害福祉課		○	世界自閉症啓発デー・発達 障害啓発週間等による普及 啓発の取り組み状況	10件	○
116	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	「世界自閉症啓 発デー・発達障 害啓発週間」を 活用した普及啓 発に向けた取組	「世界自閉症啓発デー・発達障 害啓発週間」等を活用し、市町村 あてにポスターを送付する等、普 及啓発の取組を推進する。	障害福祉課		○	一般県民向け普及・啓発ポ スターの配布市町村数	41市町村 (年間)	○
117	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	圏域別研修等事 業（発達障害者 支援体制整備事 業） 【再掲】	各圏域福祉事務所が、圏域の課 題や実状を踏まえ発達障害児 (者) 支援者等の資質向上や発達 障害支援に関する内容の研修等を 実施し、支援体制整備を図ること を目的とする。	福祉事務所	障害福祉課		圏域別研修等事業の実施状 況	5回 (年間)	○
118	2-(5), 県民に対する 正しい理 解の普及啓 発	発達障害児 (者) の実態及 び課題の把握	発達障害児（者）を支援してい る民間団体の把握及び当該団体や 関係機関と連携した支援を進める ことや、市町村、圏域ごとの発達 障害児（者）の実態及び課題の把 握を行い情報発信や普及啓発を行 う。	障害福祉課	福祉事務所	○	取り組み状況の実績（例： 民間団体との連携、実態調 査等の実施状況、情報発信 や普及啓発の方法、実績 等）	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関する課①	2に関する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	(第4期)目標設定等	数値目標
119	2-(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発	障害者等雇用理解促進事業	県内企業等における障害者の新規雇用の拡大や、障害特性に配慮した職場環境づくりを促進するため、セミナー実施や情報誌発行等により、企業者県民の障害者雇用に対する理解を促し、その取り組みをパックアップする。	雇用政策課			セミナーの実施回数	—	—
120	2-(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発	障害者雇用支援月間行事	関係機関と連携し、下記の行事を実施することにより、障害者雇用の周知啓発、雇用促進を図る。 ①経済団体等に対する要請 ②沖縄県障害者雇用優良事業所・優秀勤労者表彰	雇用政策課			行事実施回数	—	—
121	2-(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発	ひきこもり専門支援センターによる普及啓発	ひきこもり者の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。ひきこもり者への理解や対応について、講演会やひきこもりセンター通信等を通じた普及啓発を行う	ひきこもり専門支援センター(精神保健福祉センター内に設置)			①講演会(開催回数、参加人数) ②研修会講師派遣(回数) ③ひきこもり通信の作成、ホームページへ掲載(回数)	①ひきこもり一般県民講演会(1回) ②ひきこもりに関する他機関主催の研修会へ講師派遣(5回) ③ひきこもり専門支援センター通信をホームページへ掲載(年1回)	○
122	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	市町村による福祉避難所の設置	市町村においては、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所を設置する。	福祉政策課		○	福祉避難所の設置数/設置市町村数	—	—
123	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	福祉避難所の設置促進に向けた取組	市町村の福祉避難所設置に向け、市町村向け説明会等を開催し、設置促進に向けて取り組む。	福祉政策課		○	説明会等の開催回数	1回 (年間)	○
124	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	県内の福祉避難所の設置状況等の情報収集	市町村における、福祉避難所の設置状況等をホームページで公表することで、福祉避難所についての情報提供を行う。	福祉政策課		○	福祉避難所の設置状況を公表	—	—
125	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	当事者団体とのヒアリング(発達障害者支援センター運営事業)	当事者団体との意見交換を実施することにより、発達障害児(者)の実態把握や意見聴取、情報共有等を行い、発達障害児(者)支援の推進を図ることを目的とする。	障害福祉課			当事者団体とのヒアリング(懇話会)の実施回数	1回 (年間)	○